



栃賃審発 0805 第 1 号
令和 8 年 8 月 5 日

栃木労働局長
中野知基 殿

栃木地方最低賃金審議会
会長 藤井亮二

栃木県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 2 日付け栃労発基 0702 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

ただし、この金額を提示するに際し、

- 1 政府が掲げる全国平均 1,500 円の目標を踏まえ、その実現に向けて、地域の実情や経済・雇用情勢を十分勘案しつつ、継続的な最低賃金の引上げに努めるものとする。
- 2 政府等による単年度限りではない継続的な支援を強く要望する。
- 3 労務費を含めた価格転嫁の更なる促進を要望する。

栃木県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
栃木県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 125円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年10月1日